（認定の取消し）

第五十五条の六　内閣総理大臣は、認定経済金融活性化計画が第五十五条の二第五項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、関係行政機関の長に協議して、その認定を取り消すことができる。

2　第五十五条の二第七項の規定は、前項の規定による認定経済金融活性化計画の認定の取消しについて準用する。

第五十六条の見出しを「（経済金融活性化特別地区における事業の認定）」に改め、同条第一項中「前条第一項に規定する金融業務特別地区」を「経済金融活性化特別地区」に、「金融業務に係る」を「認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する」に、「主務大臣」を「沖縄県知事」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「主務大臣」を「沖縄県知事」に、「第一項」を「前項」に改め、「、関係行政機関の長に協議して」を削り、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　沖縄県知事は、第一項の認定をしたとき、又は前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

第五十七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（課税の特例）」を付し、同条第一項中「金融業務特別地区」を「経済金融活性化特別地区」に、「金融業務に係る事業」を「認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業」に改め、同条第二項中「金融業務」を「認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五十七条の二　認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業を実施する株式会社（内閣府令で定める要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。以下この条において「指定会社」という。）により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、当該個人に対する所得税の課税については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2　指定会社は、内閣府令で定めるところにより、その指定に係る事業の実施の状況を沖縄県知事に報告しなければならない。

3　沖縄県知事は、指定会社が第一項の内閣府令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

4　沖縄県知事は、第一項の規定による指定をしたとき、又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

5　指定会社の指定及びその取消しの手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第五十八条中「金融業務特別地区」を「経済金融活性化特別地区」に、「金融業務に係る事業」を「認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業」に改める。

第五十九条中「金融業務特別地区」を「経済金融活性化特別地区」に改める。

第百十四条第一項第二号を次のように改める。

二　第二十八条第五項の規定による情報通信産業振興計画の受理、同条第六項の規定による通知、同条第七項の規定による変更の求め、同条第八項において準用する同条第五項の規定による情報通信産業振興計画の受理、同条第八項において準用する同条第六項の規定による通知、同条第八項において準用する同条第七項の規定による変更の求め、第二十九条第一項の規定による報告の受理、同条第二項の規定による措置の求め及び同条第三項の規定による勧告に関する事項については、内閣総理大臣、総務大臣及び経済産業大臣

第百十四条第一項第三号中「第四十二条第一項の規定による指定、同条第三項の規定による公示、同条第四項の規定による指定の解除又は区域の変更、同項において準用する同条第三項に規定する公示、同条第五項の規定による指定の解除又は区域の変更、同項において準用する同条第三項の規定による公示」を「第四十一条第五項の規定による国際物流拠点産業集積計画の受理、同条第六項の規定による通知、同条第七項の規定による変更の求め、同条第八項において準用する同条第五項の規定による通知、同条第八項において準用する同条第七項の規定による変更の求め、第四十二条第一項の規定による報告の受理、同条第二項の規定による措置の求め、同条第三項の規定による勧告」に、「、第四十四条第一項の規定による認定及び同条第二項の規定による認定の取消し」を「及び同条第四項の規定による通知」に改め、同項第四号を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条　沖縄県知事は、この法律による改正後の沖縄振興特別措置法（以下「新法」という。）第二十八条第一項に規定する情報通信産業振興計画の作成、新法第四十一条第一項に規定する国際物流拠点産業集積計画の作成及び新法第五十五条第一項に規定する経済金融活性化特別地区の指定の申請のため、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、関係市町村長の意見の聴取その他の必要な準備行為をすることができる。

（経過措置）

第三条　施行日の前日においてこの法律による改正前の沖縄振興特別措置法（以下「旧法」という。）第二十八条第一項の規定により指定されている情報通信産業振興地域は、施行日から起算して六月を経過する日（その日までに、新法第二十八条第五項の規定による情報通信産業振興計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間は、新法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画に定められた新法第二十八条第二項第二号に規定する情報通信産業振興地域とみなす。

2　施行日の前日において旧法第二十九条第一項の規定により指定されている情報通信産業特別地区は、施行日から起算して六月を経過する日（その日までに、新法第二十八条第五項の規定による情報通信産業振興計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間は、新法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業特別地区とみなす。

3　施行日の前日において旧法第四十二条第一項の規定により指定されている国際物流拠点産業集積地域は、施行日から起算して六月を経過する日（その日までに、新法第四十一条第五項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間は、新法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた新法第四十一条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域とみなす。

第四条　この法律の施行の際現に旧法第三十条第一項の主務大臣の認定を受けている法人は、新法第三十条第一項の沖縄県知事の認定を受けたものとみなす。

2　この法律の施行の際現に旧法第四十二条第一項の規定により指定されている国際物流拠点産業集積地域における事業について旧法第四十三条第一項の認定を受けているものとみなす。

3　この法律の施行の際現に旧法第四十四条第一項の主務大臣の認定を受けている法人は、新法第四十四条第一項の沖縄県知事の認定を受けたものとみなす。

第五条　地方公共団体が、旧法第二十八条第一項の規定により指定された情報通信産業振興地域の区域内において旧法第三条第六号に規定する情報通信産業又は同条第八号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する設備を平成二十六年三月三十一日以前に新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税について課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、旧法第三十二条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。